

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（土休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日（郵便物認可）

目次

- ◇規則 県有優良和種種牛貸付規則
- ◇告示 教育職員免許状の授与
土地改良事業の認可
指定医療機関の変更
- ◇選管告示 県議会議員選挙に際してなされた収支報告書の要旨
参議院地方選出議員選挙に際してなされた収支報告書の要旨
政党、協会その他の団体の解散の際における収支報告書の公表

規則

県有優良和種種牛貸付規則をここに公布する。

昭和三十四年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

県有優良和種種牛貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、県有優良和種種牛（以下「県有牛」という。）を畜産農業協同組合連合会その他適当と認める団体に対して貸付することにより優良和種種牛の計画生産を促進することを目的とする。

(申請)

第二条 県有牛の貸付を受けようとする団体は、毎年二月十日までに貸付申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

(最終借受者)

第三条 県有牛の貸付を受けた団体（以下「借受者」という。）は、県有牛を貸付するに最も適当と認められる者（以下「最終借受者」という。）をすみやかに決定して、借受証（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

2 借受者は、最終借受者を変更しようとするときは、

変更申請書（様式第三号）を提出し、知事の許可を受けなければならない。

（貸付期間）

第四条 県有牛の貸付期間は、貸付の日から四年とする。ただし、貸付後知事が必要と認めたときは、貸付期間を変更することができる。

（貸付牛の受領等）

第五条 借受者は、貸付された県有牛（以下「貸付牛」という。）の受領若しくは返納又は子牛の納付を知事の指定する期日及び場所で行わなければならない。

（管理）

第六条 借受者は、貸付牛を農業共済保険に付し、知事の指定する期日及び場所において貸付牛の検査を受けなければならない。

2 貸付雌牛の交配は、知事の指定する種雄牛によらなければならない。

3 借受者は、貸付雌牛が分べんしたときは、分べん後十五日以内に直ちに分べん報告書（様式第四号）を所

轄家畜保健衛生所長の証明書とともに知事に提出しなければならない。

4 借受者は、貸付雌牛について毎年一月三十一日までに種付成績報告書（様式第五号）を知事に提出しなければならない。

（経費負担）

第七条 借受者は、貸付牛の受領若しくは返納及び飼育管理に要する費用又は子牛の納付に要する費用その他一切の費用を負担しなければならない。

（納付及び取得）

第八条 借受者は、貸付雌牛の初産又は二産子牛で生後四月以上を経過したもののうち、知事の行う検査の結果この事業の目的達成に相当と認められる貸付牛の数に相当する数の子牛を、県に納付しなければならない。ただし、初産及び二産子牛がいずれも不適当と認められたときは、貸付牛の貸付時における同等の価値を有すると認められるものの再取得に必要な金額を知事の指定する期日までに納付しなければならない。

2 借受者は、貸付牛が雄のときは、知事の指定する期日までに貸付牛の貸付時における同等の価値を有すると認められるものの再取得に必要な金額を納付しなければならない。

3 借受者は、前二項の規定により子牛又は金額を納付したときは、貸付期間満了とともに貸付牛を取得する。

（賠償）

第九条 借受者は、貸付牛について失そう、盗難、へい死その他の重大な事故を生じたときは、遅滞なく、事故報告書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

2 借受者は、前項に規定する重大な事故により県に損害を与えたときは、その損害を補てんに足りる金額を、知事の指定する期日までに賠償金として県に納付しなければならない。ただし、事故の原因が天災その他借受者の責に帰すことのできない事由にあると知事が認めるときは、賠償金額を減免することができる。

（台帳）

第十条 借受者は、借受台帳（様式第七号）を備え、貸付牛について出納その他必要な事項を記載しなければならない。

（違反処分）

第十一条 知事は、借受者がこの規則の規定及びこの規則に基く処分に違反したときは、貸付牛を返納させることができる。この場合において、借受者は、これによつて生ずる損害の賠償を請求することができない。

（書類提出）

第十二条 この規則の規定により知事に提出する書類は、すべて所轄家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、昭和三十四年度における貸付申請書の提出期限は、第二条の規定にかかわらず七月三十一日とする。

(様式第1号)

鳥取県知事

殿

借受者 (団体長名)

㊦

県有優良和種種牛貸付申請書

1 貸付希望頭数 めす 頭 おす 頭 計 頭

県有優良和種種牛貸付規則 (昭和34年7月鳥取県規則第28号) 第2条の規定により貸付を受けたいので申請します。

(様式第2号)

鳥取県知事

殿

借受者名 (団体長名)

㊦

県有優良和種種牛借受証

次の県有牛の貸付を受けましたので、県有優良和種種牛貸付規則 (昭和34年7月鳥取県規則第28号) を守りこの借受証を提出します。

記

貸付牛連名簿

(様式第3号)

鳥取県知事

殿

借受者 (団体長名)

㊦

県有牛最終借受者変更申請書

県有優良和種種牛貸付規則 (昭和34年7月鳥取県規則第28号) により借り受けました県有牛について、最終借受者を変更したいので、許可願いたく申請します。

記

1 貸付牛

貸付番号	名号	性	生年月日	血統	借受期間	最終借受者		貸付牛の評価額	摘要
						住所	氏名		
					から まで				

2 最終借受者

旧	氏名	住所	新	氏名	住所	摘要
住	所	氏	名	住	所	氏
名	所	名	所	名	所	名

3 事由

- (注) (1) 事由については原因等をなるべく詳細に記入すること。
 (2) 事故を証するに足る証明書を添付のこと。

(様式第4号)

年 月 日

鳥取県知事

殿

借受者 (団体長名)

㊦

県有牛分べん報告書

県有和種種牛貸付規則 (昭和34年7月鳥取県規則第28号) により借り受けました県有牛について下記のとおり分べんがありましたので、同規則第6条の規定により報告します。

記

貸付番号	名号	生年月日	種付した種雄牛		種付年月日	産子の性		分べん年月日	摘要
			名号	登録番号		めす	おす		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

.....家畜保健衛生所長

㊦

(注) 摘要欄には、流産、死産、産子のへい死等について記入すること。

(様式第5号)

年 月 日

鳥取県知事

殿

借受者 (団体長名)

㊦

種付成績報告書

県有優良和種種牛貸付規則 (昭和34年7月鳥取県規則第28号) により借り受けました県有牛について、種付成績を同規則第6条の規定により報告します。

記

種	畜	種	付		成		備	考
			本年種付	前年種付	めす	おす		
貸付番号	名	号	生年月日	実頭数	延頭数	受胎(見込)頭数	実頭数	

(注) 1 報告書は、毎年1月1日～12月31日の間の種付成績を記載する。

2 摘要欄は、前年種付による不妊、流産、死産、双子等の成績を記載する。

(様式第6号)

年 月 日

鳥取県知事

殿

借受者(団体長名)

⑩

県有牛事故報告書

県有優良和種種牛貸付規則(昭和34年7月鳥取県規則第28号)により借り受けました県有牛について、下記のとおり事故がありましたので、同規則第9条の規定により報告します。

記

1 貸付牛

貸付番号	名	号	性	生年月日	最終借受者		摘要
					住	氏名	

2 事故の種類

3 事故のてん末

4 平素の飼育管理状況

(注) 盗難及び失せそのの場合にはこれを証するに足る書類を添付し疾病及び死亡の場合にあつては獣医師の診断書又は検察書を添付すること。

(様式第7号)

管理場所 住所 借 受 台 帳 氏 名

貸付番号	名	号	性	生年月日	登録番号	産地
血統	父母	祖父母 祖祖母		特 徴	面 旋 び 旋 背 旋	借 受 期 間
取引場所	家畜保険加入年月日					
貸付価格	保 險 金 額					
検査年月日	1 回		2 回		3 回	4 回

繁 殖 成 績

貸付牛	産次	性	名	号	生年月日	子牛登記番号	種付した種雄牛		摘
							名	種番号	
雌									

貸付牛	区 分	年度	年度	年度	摘	要
雌	種付実頭数	め	す	お	す	合 計
		め	す	お	す	合 計
		め	す	お	す	合 計

(注) 摘要欄は死産、流産、双子その他特記事項を記載する。

告示

鳥取県告示第三百九十九号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十四年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地 授与年月日

幼稚園助教諭免許状 昭三四幼助第二号 小林 正子 鳥取市吉方町八十六番地 昭和三十四年七月十四日

鳥取県告示第四百号

日野郡日野町から申請のあつた土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十四年七月十五日認可した。

昭和三十四年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があつた。

昭和三十四年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	変更事項	変更年月日
上村 医院	日野郡 日野町黒坂	一般、内科	上村順太郎	日野郡日野町黒坂一、五二四	昭三四、五、一
佐伯 "	" "	内科、小児科、産婦人科	佐伯 貞	" "	" "
矢田貝 歯科医院	" "	歯科	矢田貝清治	" "	" "
増原 "	日野町根雨	" "	増原 公子	根雨町根雨 "	日野町根雨一、二四三
法橋 医院	" "	全科	法橋 亮寿	" "	四三六
音田 "	" "	内科、小児科	音田 周一	" "	二二八
岡 齒科医院	" "	齒科	岡 誠男	" "	四四四
日野郡厚生農業協同組合連合会 日野病院	" "	外科、内科、産婦人科	舟越為佐男	" "	七三〇
技原 齒科診療所	" "	齒科	技原 泰治	" "	六五六
仲田 医院	" "	内科、外科、産婦人科	仲田 朗	" "	七一五

寄附者

政党、協会その他の団体名 寄附の総額 件数 寄附者の氏名又は団体名 職業 住所又は主たる事務所所在地

1 南部振興協議会	五、〇〇〇円	一	特田平次郎	農業	西伯町
	五、〇〇〇	一	生田 益市	"	"
	三、〇〇〇	一	矢田貝雅由	製材業	"
	三、〇〇〇	一	遠藤 淳富	農業	"
	三、〇〇〇	一	遠藤 元春	"	"
	三、〇〇〇	一	前田 颯胤	"	"
	三、五〇〇	一	岡本 精胤	"	"
	三、〇〇〇	一	磯田 義郎	"	"
	三、〇〇〇	一	芦達 久義	"	"
	三、〇〇〇	一	矢吹 良一	"	"
	三、〇〇〇	一	遠藤 雅男	醤油醸造業	"
	三、〇〇〇	一	青砥 照雄	農業	"
	三、〇〇〇	一	細田 徳義	"	"
	三、〇〇〇	一	前谷 繁次	"	"
	三、〇〇〇	一	関 正敏	"	"

支出

政党、協会その他の団体名 支出の総額 件数 支出の目的

2 広田幸一後援会	二六、七五〇	一	全日通労働組合鳥取分会	鳥取市	二、九五〇 二 交通費
1 国鉄労組政治連盟	一五、〇〇〇円	一	寄附金		一、三〇五 一 文具費
2 南部振興協議会	二二、〇〇〇	六	人件費		七、九七五 四 食糧費
	六、〇〇〇	二	借家料		一、八四〇 一 熱料費
	八、〇四五	三	通信費		二、〇〇〇 二 寄附金
3 広田幸一後援会					一四、三三〇 一 印刷費
4 米子市政振興懇話会					

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十三条及びこれを準用する第十八条の規定により提出された
 政党、協会その他の団体又はその支部の昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員鳥取県選挙区選挙に關しな
 された収支に關する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十四年七月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

政党、協会その他の団体の収支に關する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十三条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

二期 間 昭和三十四年四月十八日から六月十日まで（参議院地方選出議員鳥取県選挙区選挙）

三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	総額	件数	総額	件数	総額	
自由民主党鳥取支部連合会	300,000	1	1	1	1	1	297,966	24	297,966	1	1	7、三	
鳥取県退職公務員連盟	110,000	1	1	1	1	110,000	6	194,770	1	1	〃		
直 通 会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6、一五		
民有林振興協会鳥取支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6、二二		

フ ク 寿 会 六、一八

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名 寄附の総額 件数 寄附者の氏名又は団体名 職業 住所又は主たる事務所

1 鳥取県退職公務員連盟 二〇、〇〇〇円 一 野本 品吉 東京都

(二) 支 出

政党、協会その他の団体名 支出の総額 件数 支出の目的

1 自由民主党鳥取支部連合会

- 一〇〇、〇〇〇 二 会議費
- 二五、八〇〇 一 印刷費
- 六、〇〇〇 二 広告費
- 四四、〇〇〇 一 備品費
- 八〇、六九七 六 宿泊費
- 四一、四七一 二 雑費
- 三、九二〇 三 通信費
- 一〇、三七〇 一 交通費
- 一、〇〇〇 一 印刷費
- 四、一八〇 一 食糧費

2 鳥取県退職公務員連盟

